

四、此一押二款之解釋
法入協
議
會

情報録(3)

大正十一年六月十六日

(大改社)

楠木知氣作訪多於今月労働争議解決ノ件

職工側ハ労働組合に背き早急ナクハ要求費徴期に難キヲ思
ヒ力圖ルヲ降解存案ニ加増スル而シテ今日ハ給料日ナリシ
ヲ以テ校舎ニ至テ加職工各自ヨリ日給ヨリ分宛テ予判
キ争議場存案及協同盟大會費ニ充當セリ本日工場主
ハ職工側代表者ヲ招致シ別記回書ヲ送リ共ニ一ツテ職工
代表者ハ至テ之ヲ一般職工ニ渡リ之ニ返テ若シ回書アリ
ルニ其後他方ヨリ以テ解スルニ決シテ協同盟存案セリ

記

財團協
議
會